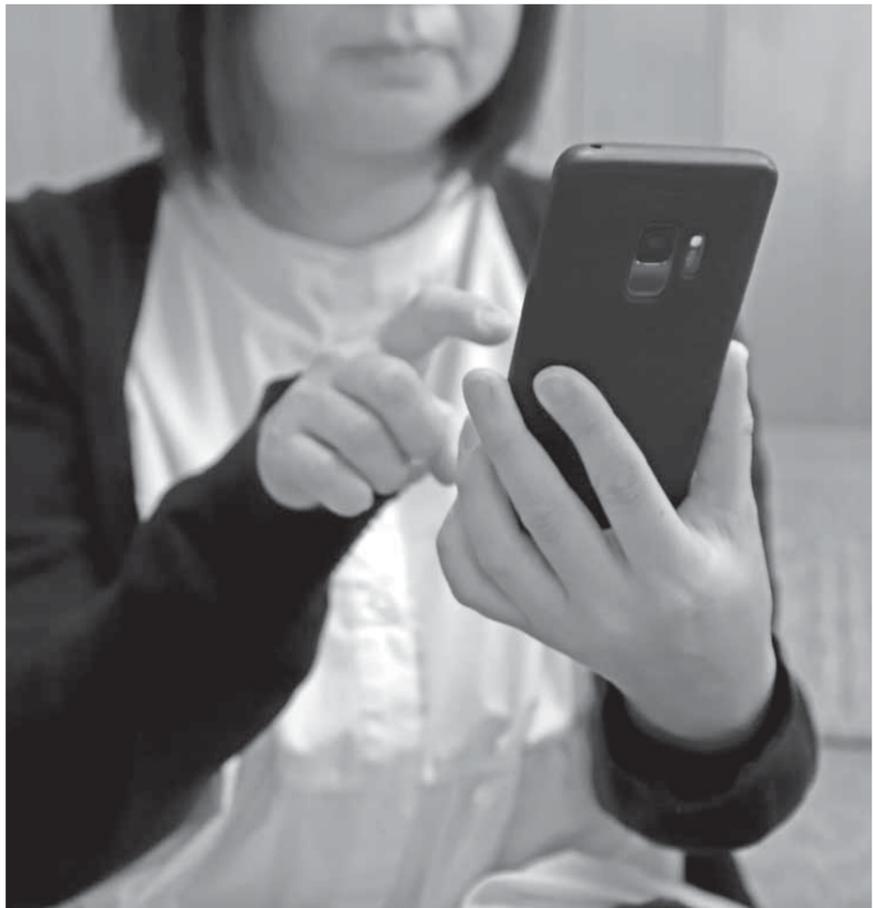


心は感染していませんか？

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者への誹謗中傷などの行為が発生しています。このような事例を受け、市では「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」を制定しました。

「人権男女共同推進室」



市内でもこんな事例が発生しています

新型コロナウイルス感染症に関する差別的な事例が、市内でも発生しています。その一部について紹介します。

根拠のないうわさによる差別・誹謗中傷

「〇〇学校で感染者が出たらしいので気をつけた方がいい。」

インターネットやSNSでの差別的な取扱い・誹謗中傷

「〇〇地区に感染者がいる」という書込みに「そうなんだ」と同意してしまう。

感染者の治療や対応に関わる人への差別

「〇〇病院でコロナの治療をしているから、その病院には行かないようにしましょう」「〇〇施設で感染者が出たから働いている人は来ないで」

事業活動をする上で差別的な取扱い

「コロナが治っても、しばらくの間は〇〇施設を利用しないでほしい」



「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」を制定しました

市では、新型コロナウイルス感染症などを原因とする差別的な取扱いを未然に防ぐため「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」（感染症差別防止条例）を制定しました。

目的

新型コロナウイルス感染症などを原因とする人権侵害を未然に防止するため必要な事項を定め、感染症を原因とする人権侵害のない社会の実現を目指します。

基本理念

● 感染症に関する誹謗中傷などを許すことなく、安心して暮らせるまちづくりを目指します。
● 国、県、市、市民、事業者および関係機関などが相互に協力しながら、取組みを推進します。

それぞれの役割

● 感染症に関する誹謗中傷などをなくすために、橋本市、市民、事業者に次のとおり役割を定めました。

市の責務

- 市は、国、県、市民、事業者、および関係機関などとの連携により、施策を推進します。
- 市は、市民、事業者、および関係機関などの取組みを支援します。

市民の役割

- 感染症に関する誹謗中傷などをなくすために必要な役割を果たすよう努めましょう。
- 市が実施している施策に協力しましょう。

事業者の役割

- 従業員の人権意識の高揚に努めましょう。
- 市が実施している施策に協力しましょう。

条例の特徴

- 新型コロナウイルス感染症だけではなく、感染症を原因とする人権侵害の未然防止に努めます。
- インターネットなどにおいて、市に関連する感染症に関する誹謗中傷などの書込みを監視（モニタリング）します。また、誹謗中傷と認められる書込みを発見した場合には、その書込みなどの削除を要請します。

差別を許さない

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対して、差別的な取扱いをすることは、決して許されることではありません。市では「感染症差別防止条例」に基づき、次のとおり差別解消に向けた取組みを推進します。
● はしもと出前講座で新型コロナウイルス感染症に関する人権について啓発活動を行います。
● 市ホームページや広報はしもとなどを通じて、正しい知識の普及や情報を発信します。
● 相談者の心情に寄り添った対応に努めます。

感染症に関する人権侵害を受けた時は すぐにご相談ください

橋本市 人権・男女共同推進室

午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜、祝日を除く
☎33-1229
Eメール
jinken@city.hashimoto.lg.jp

和歌山県 コロナ差別相談ダイヤル

午前9時～午後5時45分
※土・日曜、祝日を除く
☎073-441-2563
ファクス073-433-4540

法務省 みんなの人権110番

午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜、祝日を除く
☎0570-003-110